

「裁判員経験者の意見交換会」議事録

日 時 平成24年11月15日(木)午後1時30分から午後3時30分
まで

場 所 千葉地方裁判所542中会議室(新館5階)

参加者等

司会者	西野吾一	(千葉地方裁判所刑事第5部判事)
裁判官	赤松亨太	(千葉地方裁判所刑事第5部判事)
裁判官	中馬慎子	(千葉地方裁判所刑事第5部判事補)
検察官	満生恒史郎	(千葉地方検察庁検事)
弁護士	遠藤直也	(千葉県弁護士会所属)
弁護士	柴田真希	(千葉県弁護士会所属)
裁判員経験者	1番	男
裁判員経験者	2番	女
裁判員経験者	3番	男
裁判員経験者	4番	男
裁判員経験者	5番	男
裁判員経験者	6番	男
裁判員経験者	7番	男

議事要旨

別紙のとおり

(別紙)

【司会者】 私，今回，司会を務めさせていただきます西野と申します。
よろしく願いいたします。

現在，千葉地裁の刑事5部という所で裁判長をしております，今年の4月から裁判員事件の裁判長をしております。これまで，裁判員裁判の件数でいうと11件を今までやってきたということになります。

千葉地裁では，ほかの地方裁判所でもそうなんですけども，裁判員を経験された皆さんの御意見，あるいは，御感想をお聞きするということで，この裁判員経験者の意見交換会というものを定期的にやっております。今回も皆さんの御意見，御感想を伺って，今後の参考にできればと思っております。

先ほど，私から申し上げましたとおり，私自身，11件ということで，多分ほかの裁判長と比較しますと裁判員裁判の経験が豊富ということまではちょっと言えないような感じでもありますので，皆さんから御意見を直接頂けることは私自身の勉強のいい機会にもなるかなと思っております。

今回は，裁判員裁判，千葉でたくさん行われているわけですけども，そういった事件の中でも，複数の犯罪事実，複数の事件が起訴された事件を経験された裁判員の方ということで事件を選ばせていただきまして，この会にいらっしゃってもいいかということでお声掛けをさせていただいて，今回，7人の方に来ていただくということになりました。本当にお忙しい中，ありがとうございます。

意見交換の時間としましては一応2時間ほど枠を取っております。途中で1回，半分ぐらいのところまで，切りのいいところになりますけども，休憩を入れたいというふうに思っております。

そうしましたら，私の自己紹介は以上ぐらいにいたしまして，続いて，本日同席させていただきます裁判官，検察官，弁護士さんの方から簡単に自己紹介をしていただきたいと思います。

それでは、まず、裁判官の方、お願いします。

【裁判官赤松】 千葉地方裁判所刑事第5部で裁判官をしております赤松と申します。裁判員裁判、個別の事件では裁判官としてもいろいろ裁判員の方、補充裁判員の方に分かりやすいように工夫しているところではあるんですけども、なかなか多分皆さんの考えているところ、思っているところのニーズというの吸い上げられていないところも多いのかなというふうに思っておりますので、今日は御忌憚のない御意見を頂いて、今後の裁判員裁判をよりよくしていくためのきっかけにできればなというふうに思っております。どうぞよろしく願いいたします。

【司会者】 では、中馬裁判官、次、どうぞ。

【裁判官中馬】 同じく、千葉地方裁判所で裁判官をしております中馬と申します。私は今年の1月に裁判官になりました。裁判員裁判は1月から今まで14件やったところです。今日は裁判中にお話ししそびれた意見も含めて、いろんな意見を伺って、よりよい裁判にしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

【検察官満生】 千葉地検の検察官の満生と申します。千葉地検の方では裁判に立会する職務を担当しております。今後、今日のを生かして、皆さんからいろんな意見をちょうだいして、それを今後の検察官の裁判員裁判での立証に役立てていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

【司会者】 遠藤先生、お願いします。

【弁護士遠藤】 千葉県弁護士会の弁護士で遠藤直也と申します。弁護士4年目で、裁判員裁判自体はまだ公判を4件の経験になっております。実は弁護士は、いろんなアンケートで弁護士の公判は分かりにくいというようなアンケートが出ております。弁護士としても、今後どういうふうに対応していけばいいか、非常に興味を持っております。裁判員の皆さんからこのような生の声を聞けることは非常に貴重な機会です。どうかよろしく願いいた

します。

【弁護士柴田】 同じく、千葉県弁護士会の柴田と申します。よろしくお願ひします。裁判員裁判は被告人の方で9件、それから、弁護士は被害者側でも入ることがありますが、それで1件、経験しております。なかなか裁判員の方の生の声を聞く機会というのはありませんので、今日は率直に御意見を聞かせただければと思います。よろしくお願ひします。

【司会者】 ありがとうございます。

それでは、先に進めたいと思ひますけれども、今、皆様のお手元に紙が置いてあると思うんですけれども、A4縦、縦の横書きの1枚ですけれども、御覧いただきますと、その上半分ですかね、につきましては今回の進行予定ということで書いております。その1、自己紹介、全体的な感想というものがあひますけれども、今その途中をやっておるといふところになります。

法律家の出席者からの簡単な自己紹介といふところが今終わったといふ段階になっておりますので、次に、今日、出席いただひている裁判員を経験された方の中から、自己紹介を簡単に一人ずつお願ひしたいと思ひております。ですので、どのような事件の裁判員を務められたかといふ点に触れながら、裁判員を務められた感想などを簡単にお聞かせ願ひればと思います。

そうしましたら、とりあえずはまず順番といふことになってしまふんですけれども、1番さんからお願ひしたいと思ひます。

今回、皆さん、経験、担当された事件の事案の題名だけですが、書かせていただひて、右側に主な争点でどんなことが争点になったかといふことをあわせて書かせていただひています。

ですから、例えば1番の方ですと、建造物侵入、強盗と強盗未遂、銃砲刀剣類所持等取締法違反、覚せい剤取締法違反といふことで、事実関係は争いがなくて、量刑が主な争点になったといふことになりまひすし、例えば4番の方ですと、覚せい剤取締法違反、関税法違反で覚せい剤輸入の行為に及ぶ、

共謀及び営利目的などが主な争点になったとか、そういったことも書いてありますので、それも踏まえてお話しいただければと思っております。

あらかじめ話題事項ということで紙を送らせていただきましたけども、それを最初の段階ということで、先ほども申し上げましたけども、どんな事件の裁判員裁判をやられたのかということと、あと、簡潔で結構ですけども、全体的に何か、細かいことにつきましてはまた話題にしたいと思っておりますので、全体的に何か感想がありましたら、おっしゃっていただければと思っております。

お願いします。

【1番】 1番で、この建造物侵入、強盗致傷などを担当しました者です。

まず、最初に通知が裁判所から来たときには、全く周りにも聞けない状況でもあるし、もう前が見えない状態だったんですけども、配付されたDVDを何回も見させてもらっているうちに、何か自分でもできるんじゃないかなっていう何か親近感が湧くというか、そういうふうな溶け込みがしやすかったです。

裁判、終わりました、私個人の話になってしまうんですけども、罪状とか被告人の家庭の状況なんかを知った上での、終わった後で、自分の中で思い詰めちゃうことがありまして、懲役何年という判決を出されたときに、何かぐっと考え込んじゃうものがあるって、それがしばらく日常生活にもちょっと思い詰めることがありまして、ふとしたことであっと思う、思ったりしたときがあったんですよ。

それで、自分の中で時間がたつに連れ、忘れよう、忘れよう、忘れよう、忘れようって思ってた部分もあるんですけども、それが今回こういう意見交換会という通知が来て、一応、裁判所の方に私、電話したんですけども、こういうことがあって、自分の中で抑えよう、抑えようって処理しちゃってるんで、そのときの状況背景が思い浮かばない部分も多少あるんですけども、

こういう私でも参加してもよろしいんでしょうかというようなことを電話でしましたら，そういうふうなことも含めて，意見交換会として情報として欲しいんですけどもということで，今回参加させて，今，報告させてもらっています。

以上です。

【司会者】 ありがとうございます。

じゃあ，2番の方，お願いします。

【2番】 2番のところにありますように，たくさんの審理といいましょうか，殺意の有無が争点となった裁判に参加しました。

殺意の有無が争点になるくらいですので，重い裁判だったんですけども，裁判中も，また，裁判が終わった後も，自分が感じたいろんな思いですとか疑問とか，そういうものを，結局誰にもしっかりと話せなかったというか，どこにぶつけていいのか分からなかったというのがずっとありまして，じゃあ，新聞にでも投稿すればいいのかとも思いましたけど，それもちょっと違うなと思ったりして，そういう中で，今回この日程が合いましたので，意見交換会に出て，一つでも二つでも自分が感じたことをお伝えできればと思いました。

【司会者】 ありがとうございます。

では，3番の方，お願いします。

【3番】 私の方では，逮捕監禁致傷，強盗致傷，覚せい剤の案件でしたけれども，実際，私もこれまで，一番最初に裁判員の形で案内が来て，ああ，やっぱり来たのかというようなものもありましたし。でも，実際，自分の中では来るなというのはあったし，そのとき来たときに，またその場所で選ばれるなというような変な自覚じゃないですけども，やっぱり当たってしまったというのがあって。

ただ，それはそれで，全然私の方も受け止めてたんですけども，職場の方

の中でも、施設の代表者に、ああ、あなたはちょうどいいなというようなことも言われて、確かにいろいろな、日本の中で何かこういう制度ができて、やっていく中ではやっぱり理解しなければいけないだろうし、ほとんど選挙には余り活動はしてなかったけども、ここまでこういう裁判員のというのはやっぱりなかなか拒否する理由がなかなかないものだし、施設の方もいわゆる認めてくれていることだし、実際何事も経験してみないことには分からないかと。

ただ、それに対して、じゃあ、いろいろ事前に確かに案内は見たけども、じゃあ、よく見たのかと。先ほどの方も言いましたように、ビデオ何回見たと。いや、私はちょっと1回しか見てないという。で、実際にその一番最初の中でも、いろいろストレス、心因的なものを感じてうんぬんでというようなことが先に結構うたわれた方があったような気がしてますけども、私自身、こうやって終わってみて、確かに守秘義務的な、仕事柄もちょっと守秘義務の内容もいろいろありまして、しゃべってはいけない、当然ながら話してはいけない。今、情報化社会でよくツイートでしゃべっているいろいろな問題になっている事柄もありますけども、実際に、確かに新聞紙上で出るということは話せるけども、実際にそれを話したところで、相手方、仲間内であるとか身内であろうが、理解できないわけですよ。

だから、その中でもやっぱり当然自分の中で常にしまっておくしかないし、ただ、私も去年ですから、もう1年ぐらいたっているし、1年を超えたんですね。で、そういった意味じゃ、そんなにもう記憶に対しても呼び起こすこともないし、じゃあ、自分の中でストレスを感じているのかというと、別にもう忘れてしまえばあれでないし、なかなか感情移入的なものも私は余りしないんで、でも、いい経験。

ただ、こういう中でも、1回案内が来て、出したときにはちょうど定員があって選ばれなくて、で、2回目に来て。たまたま、2回目の案内が来てい

る最中に、3回目の案内もまた、私の場合、来たんです。それで、1回、ちょっとこちらの方へ電話して、2回目の案内を出したはずなんだけど、また来てるけどもというようなことで、ちょっと話したりしましたけれども。

やっぱり、実際この中でも守秘義務的なことがあるので、話せる事柄というのは決まっていますけども、でも、まあ、やはりちょっと何事でも、いろんな気持ちというのは参加してみないことには分からないので、いい経験になるのかなと。確かにこれからの事柄、事件によっては、もっと大変なストレスを感じる方もいるでしょうし、また、個人の問題も出てくるのかなという、いろんな方も感じるのかもしれませんが、でも、やはり参加して、私の方はいろいろ勉強になったなど。

ただ、事前にもっといろんな形で、やはりほとんど言葉、その使い方とか、いろいろ言ってる内容そのものが理解、最初はできなかつたなどというのがあって、そうすると、やっぱりもっと事前学習じゃないですけども、制度の中では違うんでしょうけども、やっぱりいろんなものを、受けるのであれば、知っておかなければいけないのかなと。そうすると、もっといい形にはなるのかなというようなふうには、個人では感じているんですけども。

ただ、制度の中では別に事前に学習してこいよというような形のあれはないわけですから、ただ、ほとんど解釈的なものとか、いろんなことも、いわゆるテレビであるとか、そういう中ではいろいろ出てるけども、現実的なものというものは、やっぱり脚色したものと実際の間では違うわけですから、やっぱり意味合いも大分違うしというのは、やっぱりもうちょっと受け手側の我々は言葉については少しは、いいのか悪いのか分かりませんが、しておくとして、もっと裁判、参加した中で、いろいろ積極的な形であるとかその発言的のものが、もうちょっと中身の問題の資質を上げることができるのかなというものは、個人的には感じた次第でございます。

【司会者】 また専門家の言葉遣いみたいなものも、後にまた話題にでき

ればいいかなと思いました。ありがとうございます。

4番の方，お願いします。

【4番】 4番です。参加した事案は覚せい剤取締法違反と関税法違反で，争点は覚せい剤輸入の故意の有無と，共謀と営利目的の部分が争点になっておりました。

一応，来たとき，最初断ろうかと思ったんですけども，特に断る理由がなかったし，いい経験なのかなと思って，参加させていただきました。意外と全体的に意見を発言できましたので，とりあえずよかったなとは思いました。

とりあえずはそんなに深く考え込まず，感情移入もなかったのも，特に問題とかはなかったですが，でも，やっぱり参加して，これでよかったのかなと思ったりはしましたので。ほかには特に。ほんとにすぐに記憶の中で風化しちゃったので，あんまり思い入れとかはないんですが，一応，そういうふうに忘れていっちゃったおかげで精神的な負担は少ないのかなと思います。

すいません，以上です。

【司会者】 ありがとうございます。具体的なところで，もし覚えている範囲で何か当時のことを思い出したことがあったら，お話しいただければと思います。

では，5番の方，お願いします。

【5番】 5番も覚せい剤取締法違反と，それから，関税法違反の裁判だったんですが，相手が外国人だということで，途中で通訳の人が入っているんなことをお話しするんで，これが非常に分かりづらくて，本来なら，かなり量刑なんかも懲役何年というのを決める裁判ですから，もう少し分かりやすい通訳というか，そういうようなことに心掛けていただければ，もっともっと詳しく取り組めたと思うんですけども，そういうことじゃなく，ある程度，裁判官だとかそういう方々の説明の中で，ああ，こういうことだった

んだなというふうに何うことが多かったので、その辺がちょっと、判決の後ですけれども、気にはなっております。

以上です。

【司会者】 ありがとうございます。

そうしましたら、6番の方、お願いします。

【6番】 6番の事件は被告人が二人いらっしゃって、同時に審理を進めていったような事例でした。ですので、そのお二人を同じにとらえていくというのは、やはり、経緯も御家族の関係もいろいろ違っていたので、非常にその辺は困惑した部分がありました。

あと、制度上の問題で仕方がないと思うんですが、初日、午前中に来て、午前中の結果で午後以降の予定が変わるといって、これはなかなか仕事を組み立てる上では、午前中の結果で午後から数日間の予定を全部キャンセルするというのは、何らかの方法はないのかなというの、多少は仕方がないと分かっているながら、考えておりました。

以上です。

【司会者】 ありがとうございます。

では、7番の方、お願いします。

【7番】 量刑の裁判を担当しました者ですけど、6番の方がおっしゃったように、やはり、午前中に連絡があって、午後からすぐ裁判になると。これはちょっと仕事をしている者にとっては、いろいろと後の予定というか、そういうものが大幅に狂いますので、それがちょっと気になりました。

あと、裁判内容ですけども、被告人の人はかなり常習的な犯罪を犯していると、初犯ではないと、そういうことを説明の中では聞いたんですけど、どの程度の、その前の犯罪ですね、そういうものをもう少しみ砕いて教えていただくと、もっと量刑がしやすかったんじゃないかなと。

ストレスの関係ですけど、私、この最中に少し体調を崩しまして、原因が

その裁判かどうか分からないんですけど、やはりあったと思います。

以上でよろしいでしょうか。

【司会者】 ええ。また、前科の内容みたいな話も後で取り上げられればとは思っておりますけれども。

次に、審理についてということも予定しているんですけど、今、午前中に選任、裁判員に選任されて、午後、もう裁判がスタートするというのは、仕事している身ではというのが6番さん、7番さんで続けてあったんですけども、午前中に選ばれて午後から裁判が始まったというパターンで裁判を経験された方、1番さんと5番さんのほかにいらっしゃいますか。3番さんと4番さん、どうですかね。これ、それぞれ事情があると思いますので、率直なところを、何もなければないと、ないでもいいんですけども、3番さん、その辺はどんなふう感じられましたか。

【3番】 私は仕事を法的に休んで来ているもので、もう一日休みという設定なので。

【司会者】 なるほど。

【3番】 ええ。私の場合には、だから、自分の責任で仕事を管理をしているわけではないので、もう一日休みというのを前提にしてたので。

【司会者】 選ばれちゃって、何か心の整理が付かないうちに裁判が始まっちゃったとか、そういう感じも特にはなかったですか。

【3番】 それはないですね。ええ。だから、それに関してはもう、特には。私の場合には。

【司会者】 特には感じなかったと。

【3番】 ええ。

【司会者】 4番の方、いかがですか。

【4番】 僕も特には感じなかったですけども。選ばれてもいいように、心の準備はして来ましたから。

【司会者】 それぞれ皆さん、お仕事を持って、お互いに仕事とかも違うので、それぞれなんでしょうけども。

そうしましたら、その関連にしますと、今度、1番さん、2番さん、5番さんは選任された日と裁判が始まった日は別なんですけれども、それはそっちの方がありがたかったか、午後からやればよかったかなと、その辺は何かありますか、特にお考えは。感想で結構ですけど。

【5番】 5番ですけれども、延べで3日間ぐらいたったんですけれども、その予定は最初に決まっておりましたので、特に問題なく、また、気にもならなかったですね。

【司会者】 なるほど。1番さんは。

【1番】 私も全く。

【司会者】 午後から始まった方がよかったか、それとも、やっぱり日が変わった方がよかったかというのは何かありますか。

【1番】 いいえ、ないです。

【司会者】 どちらも。

【1番】 どちらでも。はい。

【司会者】 2番の方、何か特にその辺はありますか。ちょっと2番の方、すごい長かったのもまたちょっと違うのかもしれないんですけど。

【2番】 午後から始まったら、もう職場にその時点で電話しなければいけませんし、一日、二日後だったと思うんですけど、それでほんとによかったと思います。

【司会者】 要は、日を改めた方がよかったかなという感想ですかね。

【2番】 はい。

【司会者】 ありがとうございます。

それでは、次なんですけど、審理についてということで、まず2番目の審理の分かりやすさについてというところで、法廷で見たり聞いたり、検察官、

弁護人のそれぞれの主張ですかね，聞いたりだとか，あと，証拠調べということで証拠の内容を見たり聞いたりした，法廷での場面での話，まず，一応絞って，お気づきの点とか御意見を伺いたいと思うんですけども。

まず，検察官や弁護人はそれぞれ，まず最初に，最初の段階で自分たちが証明しようとする事実というものの，要するに今回の事件はこういうふうに見てますよというのをそれぞれ主張，要はプレゼンテーションする場面があったと思うんですね。で，あと一番最後，検察官求刑ということで，何年とか，懲役何年とかという意見，言う場面があったと思うんですけど，最後に，事件に対する意見ですね。で，それに対するまた弁護人の意見という場面があったと思うんですけども。

どちらでも結構ですし，両方でもいいですし，片方だけでもいいんですけども，検察官や弁護人のそういった主張や説明ですね。これが理解できたか，分かりにくかったか，何かこういうところで何か難しかったとか，逆にこういう工夫がされてたのでよかったとか，何かそういう感想はありますでしょうか。もう率直なところを言っていただければと思うんですけども。ありますか。

例えば今回，複数の事件ということで，その複数の事件でも，すごい多い方と，二つ，三つとか，いろいろ数の違いはあるんですけども，何かどの事件のことを言ってるのかこんがらがってきたとか，何を言ってるのか分からなかった，そういうこととかは特になかったですか。いかがでしょうか。お願いします。

【2番】 私の裁判では何件も事件がありましたので。

【司会者】 そうですね。

【2番】 時系列はごちゃごちゃになりやすかったんですけども，弁護人の方からの資料も検察官の資料も非常に分かりやすく，特に検察の方から出されていた時系列で色分けして順番に並んでいる資料が非常に分かりや

しくて、ちょっと分からなくなるとそれに戻って、ああ、この事件だとか、時間的な位置関係はこうだということで、みんな戻って考えることができたので、全体を通して非常に分かりやすかったです。

【司会者】 なるほど。その時系列表って、細かいことはそんなにもう記憶にないかもしれないですけど、割といつこういうことがあってと簡単に並べているような感じなんですか。それとも、詳しくいろいろ書き込んでいる感じなんですか。

【2番】 詳しくいろいろそのポイントの文が入っていて、すごい分かりやすかったです。

【検察官満生】 事件が並べられてるような。

【司会者】 で、分かりやすかったと。

【2番】 はい。

【司会者】 役に立ったということですかね。

【2番】 はい。

【司会者】 なるほど。どうですか、同じようなそういう何か表みたいなのとか時系列表みたいなのが出て……。

【7番】 はい。私ももらいまして、それは確かに分かりやすく書かれてました。

【司会者】 それは検察官、弁護士、どちらが用意されたものかというのは御記憶がありますか。ちょっともうないですか。

【7番】 弁護側だと思います。

【司会者】 そうですか。なるほど。やっぱり頭の整理に役立っていましたか。

【7番】 ええ。

【司会者】 ほかの方、いかがでしょうか。3番の方。

【3番】 このいわゆる強盗の方もあったと思うんですけども、それで、

その車内的なものだとか、どういう状況、事細かくというのはやはりなかなか、検察側のものといわゆる弁護側のものとして考えても、やっぱり突き合わせても合わないものが非常に多いと。どう考えても、なかなかそうであろうということがいろいろ双方で出したものでなかなかきちっと明確にはできないというのが結構あって。

で、話合いの中でも、いや、これはこういうものだ、こういうものだってしても、実際にはなかなか合わないで苦労したなというか、そういうのがあったかなと。

やはり、きちっと明確なもので、双方が、検察側にしても弁護側にしても、すべてのものが合わなきゃいけないじゃないですか、当然ながら。

【司会者】 言い分の食い違いが・・・どこで食い違ってるのかということですかね。

【3番】 はい。で、やっぱり能力的にあるもの、証拠能力、やっぱり当然ながら双方がきちっと合っていない限りは採用されないわけですよ。その中で、きちっと情景的なものが、やはりこうであろうという決め付けもできるわけではないし、ただ、その中にいろんな形で我々の素人でこうじゃないか、こうじゃないかっていろいろ話はしましたけれども。

その辺でやっぱりもっと、本人の話と、被告の話と、やはりその中で、やはりきちんとすべてのものが合うのが少ない。もっと本当に全部調書の中でそろってもいいのかなという感じはしたんですけどね。

【司会者】 なるほど。

【3番】 ええ。その中で、やっぱりもっと事細かく、やっぱりいわゆるここを持ってこうしたよとかというのが、やはりなかなか言葉の表現と文字列にしたときにちょっと若干違って、その辺のニュアンスという解釈なんでしょうかね。ちょっとその辺がやっぱり分かりづらかったのかなという。

【司会者】 ちょっと私が話の趣旨を誤解してるのかもしれないですけど、

争いがある事件なんで、それぞれ証拠で出てくる人も、証人で出てくる人と被告人の言ってることが食い違うことは事件としてはあることなんですけども、3番さんの事件は被害者からバッグを誰が奪ったのかとか、誰がその被害者の方を緊縛したのかということが争いになってたと思うんですけど、そこが何かポイントだというのは初めからずっと頭に入りましたか。そこら辺はどうですか。この事件で何か問題になっているところはそこなんだというのは。

【3番】 それは、部屋へ戻って、裁判長が、これこれ、こういうことですよ、で、ああ言ったときにはこうですよという補足的なものでいろいろ説明してくださったし、ということで、いわゆる補足説明は当然していただいていたので、それは理解できたんですね。

【司会者】 なるほど。

【3番】 ただ、それで、まあ、なかなかというのはありました。

【司会者】 そこは判断が難しいところだと。

【3番】 はい。

【司会者】 なるほど。

1番の方も、事件の固まりとしては3つとかあったと思うんで、その辺の頭が混乱してしまったとか、そういうことはなかったですか。

【1番】 なかったです。結局、その一緒に選ばれた方たちもアットホームというか、帰ってからも結構雑談交じりに話してたんで、で、私自身も余り、分かんないことはぱっと聞いちゃう方なんで、帰ってから結構聞いて、聞いちゃったりしたんで、あんまりそういうストレス的なものはなかったですね。

常に裁判官の人たちが、休憩中とか、お昼取った後とかも早めにみんなのいるところへ来て、結構ざっくばらんな話とかしてくれましたよね。だから、結構、みんなアットホームで溶け込みやすかった空気があるのかと。

【司会者】 なるほど。特に，じゃあ，時系列表みたいなものとか表にしたもの，分かりやすくした，特には検察官とか弁護人の方とか，何か紙を用意されたという記憶はないですか。

【1番】 用意もしてくれたし，ホワイトボードでも書いてくれたし，はい。

【司会者】 ほかの方はいかがですか。そういう何か整理されてよかったとか。

【6番】 自分のときは，検察の方が法律用語が出るたびに話を止めてくださって，今の言葉の意味はこういう意味ですということを解説を一つずつしてくださったので，それは非常に分かりやすかったです。

【司会者】 なるほど。

【6番】 ただ，一つだけ，逆に今日ここに来てお聞きしてみたかったと思ったのは，検察の方が二人いて，一人が先輩，一人が後輩って，もう明らかに分かるんですよ。で，裁判中に机をバンバンとか，いわゆる教育をしているのか，本当に怒っているのか分からないんですが，その後輩の方がしゃべっているのを，バン，「駄目だ，それは」みたいなのを言っていらっしゃって，それで，終わって，我々，控室で，あれは何なんだろうみたいな，ちょっと怖いよねみたいな。いや，あれはきっと教育しているんだとか，そんな話があって。

何かそれは非常に素人の我々からしてみたら，何かドラマよりもすごいな，みたいなところを非常に感じたので。あれは演出だったという話も，結局，真実，何が正しかったかは全然それを聞く暇もなく終わってしまったんですが，それは演出だったのかなとか，それとも，教育をしていたのかなとか，いろいろとちょっと不思議なものを感じました。

あと，先ほど申し上げたように，被告の方が二人いらっしゃったので，弁護士の方も当然二人いらっしゃって，片方の弁護士の方の作られている資料

というのが、そのまま朗読されているんですね。で、それ、難しい言葉もいろいろとぱらぱらと入っているんで、あれはちょっと我々としてはちょっと理解ができず。で、もう一人の方はレジュメ風になっていて、表題だけ書いてあって、細かく我々に分かるような言葉を使って説明をしていただいたので、何か非常に対比ができてしまったというか、その辺で、ああ、なるほど、違うんだなと、資料一つ取っても、ただ朗読するだけの資料を頂いても我々は多分分からないなという気がいたしました。

【司会者】 検察官は皆さん、こういうたたいてるのが演出か教育か分からない、リアルかどうか分からないんですけど、でも、やっぱりそういうことでやっぱり集中されてたと思うんです、やっぱり気が散ってしまうような感じとかはやっぱりありましたか。つい気になっちゃうというような。

【6番】 いや、みんな何かそっちを向いてましたね。

【司会者】 みんなそんな感じだったんですか。なるほど。

【6番】 終わって部屋に戻って、みんなも最初にあれは何だみたいなどこから話が始まったので。

【司会者】 今、言葉の話ですね。一番最初の感想を伺ったときも、3番の方から、専門用語が分かりにくかったという話があって、事前に学習する必要も場合によってはあるんじゃないか、そこまでの線は予定されていないんだけどもということ。今、6番の方は、検察官がそういう用語が出るたびに説明をしたのはよかったという感想があったと思うんですけれども。

3番の方は、先ほども提案、また伺おうと思うんですけど、ほかの方で、そういう専門用語の観点で、何かもうちょっと説明があった方がよかったかなとか、ここでこういう説明があったので、余り苦労しなかったとか、そういった感想なり何か経験、感じられた方はいらっしゃいますか。いかがでしょうか。

我々専門家はどうしても、できるだけそういう、何か専門家だけに通じる

ものは裁判員裁判では使わないで、できるだけ分かりやすい言葉でというのは気を付けているつもりなんですけども、やっぱり意識しないうちに、どうしても業界用語を使ってしまうところも、場合によってはあるのかなという気がするんですけども。何かそういうところで違和感なり、何か感じたよという場面はありますでしょうか。どうでしょうか。1番さん、ありますか。

【1番】 ないですね。

【司会者】 7番さん、どうですか。何かありますか。

【7番】 いえ、特に。特に気を付けて話してくださったもんだから、と思うんですけど。

【司会者】 なるほど。

5番の方はいかがですか。何かそういう専門用語、分かりにくかったとか。

【5番】 余りそういう専門用語は使われてなかったような気がするんです。

【司会者】 なるほど。じゃあ、言葉が難しいというストレスは余り感じなかったということですね。

【5番】 は、なかったんですけども。何せ外国語が分かりにくくて。

【司会者】 そうですね。その話でしたね。

4番の方とか、どうですか。専門用語でちょっと分かりにくかったかなとか。

【4番】 僕のとときも、特にそういう難しい専門用語とかはなかったですけど、軽く説明の方もしながら、こうこう、こうですねって1回言ってから、軽くかみ砕いて分かりやすくしてから、もう一度その読み上げるという形だったので、特に言葉が分かりにくいとか、これ何だろうという疑問とかは特になく、言葉に関するストレスはなかったです。

【司会者】 なかったですか。

2番の方、いかがですか。何かありましたか。

【2番】 ふだん私たちが聞き慣れないような難しい言葉についてはその都度説明していただいたのでよく分かったんですが、この殺意という言葉が、私たちがふだん思っている殺意とはちょっと違う意味だということが、いまいちよく分かりきれなかったかもしれないなというのはあります。

【司会者】 殺意をどう説明するかというのはなかなか奥深い話題というか、また難しいところではあるんですけども。2番さんが経験された事件では、殺意があったかどうかという判断するのに、法医学というんですかね、そういう、体、どこがどういうけがしてるとか、何かそういったことで、医学的な用語とかも出てきたんじゃないかなと思うんですけど、その辺はちょっと特に。

【2番】 その辺は、解剖してくださった医者の方がすごく頭が切れる方で、明確に本当に、説明してくださったので、みんなしっかり分かりました。

【司会者】 なるほど。

では、3番さんですけども、法律専門用語が分かりにくかったということだったんですけど、具体的には、これが分かりにくかったとか、こういうのがあったらよかったなとか、ちょっと具体的にはどんな感じなのかなというのは。何か思い出せればいいですけども。分かりにくいことだから、なかなか頭にもう残ってないのかもしれないんですけど。

【3番】 結局、最初に何も要はほんとに真っ白な状態で来てる、参加して、最初は、とにかく行ってりゃあいいやというような安易な形でいたので、流れ的にも、確かにいろんな形で、検察側にしても弁護側にしても、確かに表的なもので全部説明はきちっとされてるし、事柄に対してももう書いてあるんですけども。だから、それに対して、後からもやはり裁判官の方も確かにすべてのことで説明をしていただいているので。

ただ、それに対して、こういう流れでこういうものだよというのがすべて自分の中では、やはり当然ここまでのことが初めてのの中身なので、それをす

べてのもので短い時間で、私どもは5日間行ったんですけども、受け入れて。

やっぱり本当に単純にそれだけでよかったのかなと、もっとしっかりと自分で解釈して、もっと積極的にやらなければ、やった方がよかったのかなとか、そういういろんなものも感じた次第ですね。

だって、ほとんど何もない状態で、ただ出されたものだけで、補足されたことだけで終わってしまっているの、それだけでほんとにいいのかなと。確かに義務的なもので参加したもので、実際にほんとにやるのであれば、後になってみれば、もうちょっといろいろしっかりとやれば、全員がその裁判中もちょっと自分なりにとか、いろいろネットの中で出てることをちょっと見て、ああ、こういうことなのか何なのかというのが、そういうものと、実際にネットの中で出ているものと、当然ながら、現実的なものというのは違う。

ネットの中では当然もう膨らんだもので、どうも面白おかしくというものもあるし、けども、現実的なものというのはもう全くそれは採用されることはないわけですから、その違いで、結構いろんなことを言うのがあるのかなというので、それを対比する分には、いろいろ調べてみると面白かったのかなと言ったらおかしいですけども、いろんなことを調べるのはいいのかなと。

だから、今でも、ここに来るに当たって、じゃあ、討論会というのはどんなものなのかなというのをちょっと調べてみると、なかなか少ないわけじゃないですか。今よく聞くのが、国士館大学とか、模擬裁判みたいなのを結構されてて、いろいろこうやってやるって。ああ。今となれば、こういうふうになってって、順序をきちっとある程度、ああ、そういえばそういうことをやってたな、ああ、なるほどなというのは分かるように感じたんですけども。

それを、どうせなら、本当の意味の質を高めるのであれば、そういうもの

をもっと受けて。難しいでしょうけどもね。私，言うだけしかこの場ではできないので，それ以外のことはもう，難しいでしょうね。

【司会者】 なかなか事前に予習してきてくださいって言われたわけが・・・。

【3番】 そうですね。もう。

【司会者】 DVDは非常によく見られていたりするので，DVDを用意した方としても作ったかいがあったなっていうことになっていると思いますけども，それも絶対見てこなきゃいけないというわけでは必ずしもないですしね。

そうしましたら，検察官，弁護人の主張というんですかね，のプレゼンテーションをするに当たって，何か感じたことということで一通り伺ったんですけども，特に更にといい感じではないですかね。また，後で思い出して，こういうのがあったということは，戻って，その点について発言されても結構ですので，とりあえず，じゃあ，次に進めたいと思いますけど。

次は，一応，主張と証拠というのは分けてくださいよという話は裁判官の方から説明，何度か受けてたと思うんですけども，今度はその証拠の方ですね。書類なんか，検察官や弁護人は読み上げると同時にモニターにその物が映ったりとか，ポイント，項目だけ映ったりとか，あと，写真なんかモニターに映って，こういう証拠ですということが示されたりだとか，あと，証人尋問とか被告人質問ということで，証人や被告人がまさに皆さんの目の前で，検察官からなり，弁護人からなり，質問を受けて，話をするという場面があったと思うんですけども。

そこについて，その証拠の内容ですね。見て聞いて，それがちゃんと分かると，すたとんと頭に入るということを目指してやっているわけですけども，こういうところで分かりにくかったとか，こういうところで分かりやすかったとか，何かそういう感想はありますか。通訳がちょっとという話はあったんですけども，あと，何かありますでしょうか。例えば検察官の質問の仕方と

か弁護人の質問の仕方とか，声が大きかったか，小さかったか，何でもいいんですけども，何か。

【7番】 証拠品ですけども，私の場合は包丁だったんですけども，やはりケースに入れてありますね。これは必ずそうしているのでしょうか。

【司会者】 事故というんですかね，そういうことのないようにということで・・・。

【7番】 もっと，身近に見たかったように，ええ，そういうことはありました。

【司会者】 何かケースだとちょっとリアル感というか，そういうのがちょっとなかったという感じですか。

【7番】 致傷の部分で，ちょっといろいろ気になる話だったんですけど，ある人はこれは重傷だと，ある人はかすり傷だと，そういうふうに分かれたんですね。

【司会者】 そのときに，もうちょっとケースに入っていない形で見えたらよかったかなということだったんですね。

【7番】 はい。

【司会者】 なるほど。ほかの方，いかがでしょうか。何でも結構なんですけども。別に私が検察官や弁護士じゃないから言うわけじゃないんですけども，辛口なほうがかえてより改善するというかプラスというのもあるのかなと。もちろん，よかったはよかったで励みになるので言ってもらってもいいんですけども。全然遠慮されることはないと思うんですけど，いかがでしょうか。

通訳が分かりにくかったというのは，その通訳の人の日本語が分かりにくかったということなんですか。

【5番】 いや，日本語じゃなくて，通訳した言葉がちゃんと被告人なりに伝わっているかどうかというのが非常に分からなかったですね。

【司会者】 ちゃんとコミュニケーション取れてるのかどうかと。

【5番】 そうです。それで、それと同じように、被告人が余りしゃべるのが多くなかったんですけれども、どういう言い訳しているのかとかいうのがあんまりぴんと伝わってこなかったような気がしますね。

【司会者】 なるほど。それが、被告人がほんとにそういう分かりにくい話してるのか、通訳の関係でそうなっているのかもちょっと分かりにくい。

【5番】 そうですね。はい。

【司会者】 そういう感じですか。なるほど。

ほかに通訳人が入る事件の方とかはいらっしゃらないんですかね。どうですか。何か質問してて、何か何でこういう質問してるのか、よく分からないとかいうのがあったとか、そういうこと、なかったですか。もう大体、この質問はこういうこと言ってるんだなど。ときには、何のために質問してるのかなと分かんないから、集中力が切れてきちゃってみたいなこと、私の裁判官の経験の中ではないとは言えないような感じもするんですけども、どうですか。そういう場面はなかったですか。

【3番】 私るときも、弁護士さんが二人いて、で、検察官が入って、逆に言ったら、ある程度いろいろ話はあっても、ほとんどが理解し合って、もっと全く争うようなというか、食い違いで中断して、また持ち帰って何かをするというのがあるのかなというのはあったんですけど、割合とそんな中でまとまってしまったというか、スムーズだったというか、話にしても、そんなにあれですけども、実際いろいろ話されてても、お互いといいですか、納得し合った形の普通の展開になったというか。もうちょっとほんとに合わなくて争ってもあれなのかなと、そこまでいかないことだったのかなというので、ああ、こういうものなのかなというふうに。

【司会者】 なるほど。ただ、2番の方は証人の方があわせて11名ぐらい、10名ちょっとぐらいだったと思うんですけども、証人尋問とか被告人

質問とかで何か感じられたことって何かありましたか。

【2番】 被告人質問だったと思うんですけど、たしか何回か検察の方が、そんなに言うことないでしょうなんて確かに思うようなことを、いじめじゃないですけど、ちょっと被告人がかわいそうだなと思うような質問を何回かしてるようなときがあって、たしか裁判長が結構止めたりとかして、結構感情的に検察の方もなるのかなと、ふと思いました。

【司会者】 そういう場面が印象に残っているということですか。

【2番】 はい。

【司会者】 1番の方、何かそういう証人尋問とか被告人質問とか、あと、書類を読んだりとか写真を見るとかの場面で、何か印象に残っていることってありますか。

【1番】 この裁判を進行するに当たって、自分はそういう不都合というか、すんなり理解できたので、裁判官の方々がうまくやってくれたから、分かりやすかったのかなと私は思うんですけども、不都合はなかったと思うんですけどね。

【司会者】 別にあら探しの場じゃありませんので、不都合がなかったらなかったで、もうそこでいいと思うんですけどね。

4番の方はどうでしょうか。

【4番】 特にいいと思いました。特に。

【司会者】 大体、法廷で座って、目の前で見たり聞いたりしたことで、事件のイメージというのは大体作れたかなという感じでしたか。

【4番】 そうですね。分かりにくいとか停滞とかは特になかったと、スムーズに流れて。

【司会者】 なるほど。

6番の方はいかがでしょうか。何かありますか。

【6番】 今思い出すと、1回だけ、裁判長がものすごく場の雰囲気が一

瞬何か凍り付いた場面があって。何ていうんでしょうか。ちょっと今もまだ理解してないというか、分かってないのは、今回の事件とその被告が以前にやった事件というのは全く別々に考えなさいというのが基本的な考え方なんですか。

【司会者】　　そうですね。ええ。

【6番】　　たまたま被告の過去の事件に話が行ってしまって、で、検察官が過去の事件はこういう事件だったでしょうみたいな話がばっと出てきたんですね。そうしたら、突如、何か空気がばっと凍って、で、被告の方も黙秘しますみたいな話になってしまって。そういうことってあるんだなという。あれはちょっとびっくりしたというか、何が起こったんだろうっていう感じで。

【司会者】　　ちょっと事件の細かい内容とか、どういう文脈でそうやってきたかちょっと分かんないので。ただ、黙秘してたから、そこは結局スルーというか、もう終わったという感じだったんですかね、そのときは。黙秘権がありますから、それ、黙秘するのは全然何の問題もないんですけども。

【6番】　　今回、量刑だけが争点で、やったことはもうやりました、ごめんなさいという感じで始まったので、ですから、黙秘するなんて、そういう空気では進んでなかったんですが、突然、そこだけがばたっところ、あれっていう、何が起こったんだろうみたいなことが。

【司会者】　　例えば裁判官から、後で休憩時間の中に、あれはこういうことなんで、それ、分けて考えくださいとか、そういう説明とかは一応あったんですか。

【6番】　　いや、それはその言葉がなかったように記憶しているので、何か一緒にしちゃいけないんだろうなと思いつつも、何か感情的にもやもや、もやもやみたいな感じはありました。

【司会者】　　なるほど。

7番の方は、そういう証人尋問の場面とかで何か印象に残っていることってありますか。

【7番】 一度、検察側の発言が長いと裁判長が注意されたことがあるんですが、そのときぐらいですかね。

【司会者】 やっぱりそのときは、やっぱり御自身も長いなとか考えながら……。

【7番】 長いなと、これはオーバーしてるんじゃないかと。

(休 憩)

【司会者】 では、また後半戦、よろしく願いいたします。

ということで、証拠ということで、証拠を調べるときに分かりやすかったかどうかということでお話を伺ってきたわけですけども。

先ほど、7番の方が、前科の内容がもう少し知りたかったということだったんですけども。それは事件はどういう内容だったかというのは全然結局分からなかったということなんでしょうか。どういったことをより知りたかったという印象をお持ちになったのかというのをちょっと、覚えている限りでお話しいただきたいと思うんですが。

【7番】 覚せい剤取締法違反がありまして、どの程度、常習性があったのか、一応書いてはあったんですけど、どうも何かやめようという何か気があったのかどうか、その辺りが、本人はそこでやめましたって言ってたんですけど、もう見る限り、かなり低年齢の頃からほとんど依存してるような感じで、一度、刑務所から出た後もやっているんですね。だから、本人にどの程度やめる意思があったか、その辺りがちょっと分からないと。

【司会者】 分からない。

【7番】 はい。

【司会者】 なるほど。前回に限らず、何か法廷で証拠で調べた中で、もうちょっとこういうところが分かったらよかったなとか、そういうことを感

じられたところとか何かありましたか。大体判断する資料としては足りてたかなと。なかなかそうドラマみたいに、どんどん全容解明、すべての真相解明ってなかなかいかない場面も多いと思うんですけども。もし何かありましたら、また後でも伺えればと思うんですけども。

それで、先ほど、証人尋問という話が出たんですが、ちょっと話題になっているんですけども、量刑だけが争いになった事件の方ですかね。1番の方、6番の方、7番の方は、基本的には証人で出てきたのは、被告人を今後、監督するだとか、被告人を今後どうするかという証人だと思うんですけども、逆に例えば、だから、そういう意味では、1番さん、6番さん、7番さん、いずれも共犯者がいる事件で、6番さんは共犯は二人だからあれですけども、被害者の人の話を直接聞いた方が分かりやすかったかなとか、共犯者の人から直接話を聞いたかったなとか、こういった感想なんか、ありましたでしょうか。

【7番】 ありました。

【司会者】 ありましたか。

【7番】 ええ。共犯者がいたんですけど、その人の情報はほとんど聞かれませんでした。

【司会者】 やっぱり直接、法廷で顔を見て話を聞いたかったなという。

【7番】 ええ。そうですね。

【司会者】 すぐ反応されたのは、やっぱりそういう思いはありましたか。

【7番】 はい。ありました。

【司会者】 なるほど6番の方はその辺はちょっと。共犯者が二人いたと。なので、被害者の方とか、その辺はどんな。特にはなかった、どちらでもいいですけど。

【6番】 来たら何か変わってたかなという気がしますね。はい。

【司会者】 じゃあ、直接ちょっと話聞いてみたかったという感じはあっ

たような感じですかね。

1番の方とか、その辺はどうでしょうか。

【1番】 話のその理解するという上に当たっては、もちろん聞きたい部分はあるんですけども、それ、ほかの方の証言を聞くことによって、その被告人に対する軸がぶれるというあれはある。それがあって、そういうふうな話を聞かないというふうな進め方をしているんですかね。ちょっと。

【司会者】 そうですね。この事件はなぜしなかったのかというのは私は分からないんですけども。その軸がぶれるのがいいのか悪いのかっていうか、その話を聞いたからこそ、また軸もぶれて、何かまた事件の実態に迫れるみたいなこともあるかもしれませんが、そういう御自身の経験として振り返ったときに、何か聞いてみたかったかなとか、そういうふうには。

【1番】 それはもちろんあります。

【司会者】 やっぱりありますか。

【1番】 あります。

【司会者】 では、ほかの事件の方は争いがあったので、共犯者的な立場の人とかの証人尋問をしたんですけども、それはそれでやっぱり事件のイメージというのは作りやすかったということですかね。何かこの人の話まで聞く必要はなかったんじゃないかとか、もうちょっとこの人の話聞きたかったというのもありましたでしょうか。大体過不足ないという。4番さんは過不足ないという感じでしたか。特に、最後この人聞きたいとか、そういうのはなかったですか。

【4番】 そういうのは特になかったです。

【司会者】 なかったですか。3番の方はありましたでしょうか。

【3番】 そうですね、まあ……。

【司会者】 昔の話なので、何か急に振られても困っちゃうなというのはあるでしょうけど……。

【3番】 ええ。というと、じゃあ、今まで言ったことに対しても、昨年の話なので、実際に自分の覚えていることもどうだったのかなとか、思い出して思い出してだと、なかなか自分の発言したことに対しても、ほんとにそうだったのかなと、あのときはこう思ってたけど、今言ってることはちょっとほんとに合ってるのかなと、ちょっとよく自分自身でも曖昧になってくるんですけども。なかなか、そうですね、そんなに・・・。

【司会者】 特に印象はないですか。

【3番】 印象は、そうですね。で、確かに量刑的なものも、やや判例的なものを見せていただいて、そういう中を見た上でというか、また淵源も話の中で言ってましたし。だから、そうですね、だから、それが先がいいのか後がいいのか、判例、いろいろこう、事前にといったら・・・。

【司会者】 教えられる。

【3番】 ええ。だから、その辺は全くそれがない状態で、我々素人がこのぐらいという範囲というのは、多分変わるはずですよ、素人のほうが、事態が。

【司会者】 なるほど。

【3番】 ええ。だから、その辺は全然判断が私の理解では付きませんけども。

【司会者】 また、評議とかの話も後で聞きたいと思いますけども。特にこの証人、更に聞きたかったなというのは・・・。

【3番】 そうですね、まあ。

【司会者】 すぐには思い当たらないという感じですかね。

【3番】 そうですね。

【司会者】 2番の方はいかがでしょうか。何か。証人はたくさん調べてますので。

【2番】 私の場合、たくさんいたんですけども。例えば被告人の家族、

親御さんですとか兄弟ですとか，みんな何か気の毒で，余りみんな聞けなかったというのはやっぱりありました。

それと，被告人の世話をしたみたいな証人がいたかと思いますが，ちょっと何か怖い感じの方も結構いて，この人，後々，自分を覚えていて，何か，そうされたら嫌だなと思うと，聞きたいこともちょっと，後々のことを考えて，我慢したりもありました。

【司会者】 5番の方はどうですか。特に証人は過不足ない感じ，それとも，この後，再度，聞いたかったなとか何かありますか。

【5番】 何か覚せい剤取締りとかの違反がこんなに罪が重いというのは，私，全然考えてなかったもので，後で会議のときに，事前にこうこう，こういう場合はこういう判決が出てますとかいうのを知らされたときに，ちょっと大きすぎてびっくりしたなというか，そういうのがありますね。

【司会者】 なるほど。

そうしましたら，証拠ですかね，の内容が理解できたかどうかという辺りは一通り御意見を伺ったんですけども，ここで区切りがいいので，検察官，弁護人の主張，プレゼンテーションが分かりやすかったかどうかと，あと，証拠ですね，それぞれ出した証拠の内容が分かりやすく伝わったかどうかということで意見を頂いたもので，ここで出席されている検察官，弁護士さんの方から，質問なり，何かこういう質問が，裁判員経験者の方が発言されて，いや，これはこういうことですか，何でもいいので，ありましたら，伺いたいと思いますが。

じゃあ，検察官の方から何かありますでしょうか。

【検察官満生】 1番さん，3番さん，6番さん，7番さんの事件は共犯者がいた事件だと思うんですが，最終的に検察官論告，辩护人弁論を終わって評議をする中で，共犯者間の中で，被告人がどのような責務を負うべきかということが多分考えられたと思うんですけども，その中で，例えば，共犯

者ごとに一覧表みたいなもので、この共犯者はこういったことをして、こんな役割をして、最終的に取り分としてはこのぐらいのお金を得ているとかというような、何かそういうような表とかが配られることはあったか。仮に配られてなければ、もしそういうような表があったら、評議の際に有用だったかどうかというところをちょっとお聞きしたいなと思います。

【司会者】 それぞれ共犯者の役割を一覧できるような表が配られたかどうかという、で、そういうのがあったからよかったかどうかという辺りですかね。

【検察官満生】 それとも、ただ、論告弁論だけでも十分足りたかどうか。

【司会者】 でも足りたかどうかですね。1番の方、その辺は何かありますか。

【1番】 もらいました。もらった上で、その場でしゃべってくれたやつも、余白にメモしてありました。分かりやすかったですね。

【司会者】 そういうのが、あってよかったということですかね。

3番の方はいかがでしょうか。

【3番】 一番最初にも、そちらに表みたいなのがありますけども、その中で全部記載されて、で、受け取った金額的にも大体というのは、大体その中でほとんど私の場合にも入っていたと思います。だから、そうですね、それで、そのときに、ちゃんと当然ながら表みたいない形で時系列にこういう形で追って行ってというので、で、ここの場所であつた、あああつたという形で、全部ほとんど記載されてたような形だと思います。

【司会者】 そうでしたら、6番の方、いかがでしょうか。

【6番】 頂いていたような気がいたしますが、ちょっと記憶が定かではございません。

【司会者】 じゃあ、7番の方、いかがでしょうか。

【7番】 私はその表みたいなのを受け取った記憶はないんですけど、

ただ、時系列の表がありまして、その中に共犯者と被告人の関係、あと、お金の分配、そういうのがきちんと書かれてました。ただ、先ほどの補足みたいになりますけど、その共犯者のプロフィールとか、そういう部分というのがちょっと分からなかったんで、その部分だけがちょっと気がかりだったと思います。

【司会者】 検察官、とりあえずいいですか。

【検察官満生】 はい。

【司会者】 そうしたら、弁護士さんの方から何かありましたら。はい。

【弁護士柴田】 特に二人と一緒に裁判された6番さんにお伺いしたいんですが、この事件は4人共犯者がいて、そのうちの二人と一緒に審理されたということなんですね。

実はもともと3人一緒に審理される予定で、その残りの一人を私がちょうど弁護人だったんですが、裁判員裁判になって、たくさん一緒に審理するのは大変だということとか、私の被告人に裁判員に注目してもらって、いいところがいっぱいあるというのを見てもらいたい、そうするには、もう3人一緒だとなかなか難しいんじゃないかということもあって、分離という作業があったので、そういうのをお願いをして分けてもらったという経緯があったんですね。

ただ、別でやると、ほかの人はどうなってるんだろうという疑問は裁判員の方にもあったと思うんです。で、こういう共犯者がいっぱいいる事件で、二人と一緒に裁く、これが例えば3人とか4人だったらどうなったのか、その辺をちょっと教えていただけたらなと思います。

【司会者】 いかがでしょう。何かありますかね。

【6番】 3人目の人はちらちらと話題には上っていて、ただ、その3人目の方と今回のその二人の間の関係というのが非常にあちこちちらちらと出ていたので、もしも3人になっていたら、もっと多分頭の中が混乱したんだ

ろうなという気がします。

【司会者】 先ほど、最初の感想のときは、二人だったので、経緯などで混乱、困惑されたということだった。困惑したというのは、どういった辺り……。

【6番】 いや、検察の方から資料を頂いて、いろんなことが事細かく書いてある資料を頂いたんですが、やっぱりこっち見たり、あっち見たり、こっち見たりって、どうしてもつじつまを合わせていくというんでしょうかね。あれ、この人がこうで、このときはこうだよなとか、あれ、名前どっちだったのかなとか、という作業があったので、そこで3人目が出てくると結構つらかったんじゃないかなという。

【弁護士柴田】 特にこの事件はまだ自白事件だったので、それで何とかというの、これが更に否認事件とかになったときに、裁判員の方の負担って、二人で結構いっぱいだったなという感覚があるのか、どんな感じですかね。

【6番】 そうですね。多分いっぱいいっぱいなんだろうなと思います。はい。

【弁護士柴田】 ありがとうございます。

【司会者】 遠藤弁護士さんは何かありますか。

【弁護士遠藤】 じゃあ、1点だけ。今回の場合は、皆さん、多くの事件、若しくは、共犯者の方が出てくる事件を担当されたということで、理解がなかなか大変だったと思うんですが、裁判の間に参照する資料ですね。あれ、どうだったかなと、あの人はどの事件だったかなと、思い出すために参照するペーパーというのはどういったものをお使いになったのか、検察官が出した資料なのか、裁判所から簡単な表が示されるのか、若しくは、自分で手控えを付けていたとか、参照する資料が何であったかについて教えていただければ。皆さんに。

【司会者】 手控えって、要するに自分のメモということですね。何かそういうメモで作ったかということですけども。じゃあ、どうぞ、順番で、さっき1番の方だったから、今度、7番さんから、何か今の、ありますか。

【7番】 先ほどのああいうシートを頂きまして。

【弁護士遠藤】 シートというのは、A3のこの。

【7番】 そのぐらいですかね。はい。

【弁護士遠藤】 検察官が最初に配るものですかね。

【7番】 はい。

【弁護士遠藤】 ありがとうございます。

【司会者】 6番の方、いかがでしょうか。

【6番】 やっぱり私も検察の方から一番最初に頂いた資料に、何かメモしたりとか。あとは、先ほど申し上げたように、お二人いた弁護士の中のお一人の方から頂いたレジュメというのかしら、レジュメにちょっと資料みたいなものも載ったものも使いました。

【司会者】 では、5番の方。

【5番】 私は特にメモなんかはしなかったです。はい。

【弁護士遠藤】 そうですか。覚せい剤という事件だけですか。

【5番】 はい。

【司会者】 4番さん。

【4番】 一番最初にもらった資料と、あと、もらったメモ用紙にメモを起こして、これはああだった、これはああだあって、じゃあ、こうだったということをやりました。

【弁護士遠藤】 最初にもらったというのは、裁判所から、それとも、当事者のどちらからですかね。

【4番】 最初に部屋に行ったときの、A3のあれです。

【司会者】 検察官から出たのか、弁護人から出た紙だったか、そのA3

の紙，どっちかというのは記憶にありますか。もう大分前のことなんで，覚えてなくても仕方ないかなと思います。もしかして，覚えていたらで結構なので。

【4番】 たしか検察官。

【司会者】 検察だったような記憶ですか。では，3番の方，いかがでしょうか。

【3番】 裁判所の方からレポート用紙というか便箋を頂いたんですね。それをメモに書きながら，結構いろいろ，頂いた資料も確かに検察側からも……。

【司会者】 A3の。

【3番】 そうですね，A3のやつもありましたし，当然，その中の，書き留めないと，後で話するときには，何も分からないので，実際に書いてあることと，読み上げたことと，ちょっと食い違う点，あと，補足でいろいろ話した点というのがあったので，割合と私もレポート用紙に何枚か書いた記憶があります。で，当然，最後，置いていきますけどね。で，それでいろいろ，ほかの方々も結構いろいろ書いてたような気はしています。

【司会者】 なるほど。

2番の方，いかがでしょうか。事件の中身，いろいろ頭を整理するのに，誰が用意したどういう書面を参考にされたかということだと思っんですけども，その辺，いかがですか。

【2番】 先ほども申したんですけども，検察から出てた，あれがぱっと見て1枚で全部分かったんで，こうぺらぺらめくって，裁判所から頂いたのを見たりはしたんですけども，結局はあの1枚のやつで一番見てました。

【司会者】 なるほど。1番の方，いかがでしょうか。

【1番】 私も資料をもらったんですけど，どこから出してもらったのか，ちょっと覚えてないんですけども。裁判のときは，メモ，自分のメモを書い

たやつしか持っていかなかったんですけど、実際、それ、裁判中にガサガサ見てたら、下ばかり見ちゃってて、みんな表情とかも把握できなかったの
で、もう次からは持ってかないで、頭の中へ入れるように、入れるにして臨
みました。

【司会者】 よろしいですか。

【弁護士遠藤】 はい。ありがとうございました。

【司会者】 それでは、最後になるんですが、引き続き、裁判官の方から
何かあったら。赤松さん、何かありますか。

【裁判官赤松】 ちょっと、事前に出てた話題事項そのものじゃないのか
もしれないですが、証拠調べの順番の関係でちょっとお伺いできればと思っ
ていて、複数の事件があるときに、多分、被告人から話を聞く順番として、
例えばA事件、B事件とか、ある程度二、三件ごとに被告人質問をやってと
いうパターンと、もうすべての事件について検察官から出ている証拠も弁護
人から出ている証拠も調べた上で被告人質問を行うというパターンと、多分
両方あると思うんですけども、それぞれ何か感じられたこと、そういうやり
方だったから分かりやすかったとか、分かりにくかったとかいうところがあれ
ば、教えていただければと思うんですけども。

【司会者】 いかがでしょうか。

【裁判官赤松】 多分、1番さんとか2番さんは事件ごとに被告人質問を
やっているパターンかなと思うんですけど、どんな感じだったでしょうか。
あんまり印象がなくて、ずっと、そういう意味では頭に入ってきたという感
じですかね。

【司会者】 多分、問題意識としましては、被告人の話を何か細切れに聞
くとかえって分かりにくい、ちょっと分かりにくくて、一遍に聞いた方が分
かりやすいのか、やっぱり事件ごとにまとまったごとに、この事件について
の被告人の言いたいこと、で、この事件についてはまた調べた後に、被告人

についてこれ、言いたいことってやっていった方がかえって頭に入りやすいのか、その辺はどうなのかなということだと思うんですけど、何か。両方経験されたわけじゃないんで、ちょっと比較が難しいかもしれませんが、何かありましたら、伺えればと思います。

【1番】 この裁判自体が、私、先ほども言ったとおり、分かりやすかったので、あんまりそうないんですけども。いろいろ、共犯者が多かったんで、その共犯者の方が裁判所の方に来られてなかったんで、あくまで名前、資料の名前でしか分からないもので、自分なりにイメージ付けてじゃないと、話の筋が分からない部分はありました。

【司会者】 ほかの方、いかがでしょうか。そういう何か事件の固まりごとに被告人の言い分というか話を聞いた方がよかったか、複数の事件を皆さん、されてますので。それとも、一通り、全部の事件について証拠を見てから、被告人の話をまとめて聞いた方がいいのかという。何か、特に何かその辺でお考えあれば。先ほど言いましたように、両方経験したわけじゃないので、その比較はなかなか難しいところはあるかと思しますので、ないならないで仕方ないかなと思うんですけども、いかがでしょうか、何か。そうは言っても、皆さん、貴重な裁判員としての経験をされてますので、何かその中から感じられることがあったら、参考になると思うんですけど、いかがでしょうか。

【2番】 たしか私の事件も証拠ごとに被告人質問があったと思うんですけども、たくさん証拠があったので、あれは全部証拠を見てからだとこちらも印象が薄くなりますし、だから、一つ一つやっていただいてよかったと思います。

【司会者】 いかがでしょうか。

【7番】 私の事件が一遍にやるタイプの方の事案でしたので。この犯罪自体が短期間に行われていたので、別々にやるよりも、一遍にやってもらっ

た方がよかったというのありました。

【司会者】 ありがとうございます。ほかの方は特には。ありましたら、また後ほど伺えればと思います。

中馬裁判官，何かありますか。

【裁判官中馬】 私からも一つだけ質問させてください。大きく審理と評議とあったと思うんですけど、その審理の方の中で、裁判所が例えば休み時間とかに、この後はこういうことを法廷でやりますとか、ある程度説明はあったと思うんですけども、何かそれで、もうちょっとここも説明しておいてほしかったとか、あと、特にどの事件でも証人の方は何人か、一人以上いらしゃったと思うんですけども、その証人尋問を聞く前に、この証人はどういうところがポイントですよとか、そういう説明があったのかとか、あった方はあったから分かりやすかったとか、むしろない方がよかったとか、そういうなかった方はあった方が分かりやすかったとか、そういうことがもしあれば、裁判所の進め方について何かあれば、伺いたいんですけども。

【司会者】 そうですね、検察官，弁護人に焦点が当たっていた感じがあるんで。裁判所の、そうですね、審理，評議に入るまでの段階でのことで、裁判官の方からですけど、何か質問があったことについて何かありましたら伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

これも、むしろ悪口といいますか、こういうところはしてほしかったとか言っていた方が、我々の今後の改善に役立ちますので、全然、遠慮されずに言っただければと思いますけどいかがでしょうか。

【3番】 特に、裁判長をはじめ、争点はここだからこうだという形で、結構しきりに雄弁な形で言っただいたような気がします。その中で、ああ、そうか。で、結局、我々は的を射てないことが当然ながら結構いろいろ平気でまだいましたので、ただ、いわゆる今争っていることはこれこれこうだから、ここに対しては、じゃあ、どうですかという形で、いろいろ修正は、

その、考え的なものをされたと思います。

結局、なかなかこの争点に対して我々、初めてだと、どうしてもぼんやりしたものが非常に多く言ってるようなもので、なかなか本当に的を射ないことが結構あったから、それを言われてたのかなと、後では感じる部分もありましたけども。

そういう点では、しきりにいろいろ言われてたのかなと感じています。

【司会者】 特に争いがあった事件ですけど、2番さんも、殺意の有無ということだったので、何が争点かというのはつかみやすかったのかもしれませんが、何か裁判官からの説明でいろいろ分かりやすくなったとか、争点の関係だけでなくもいいので、何か裁判官からの説明で感じたこととか、ありますか。

【2番】 基本的にはいつも裁判長が評議室内、評議室か、若しくは、法廷に入る前の部屋ですか、あそこで、これから聞く証人の話とか証人についてとか、必ず事前に説明していただいたので、特には何も思わなかったんですけども。

【司会者】 4番の方、どうでしたか。何が争点なのか分かりやすかったとか、証人尋問を聞くときに、この人のポイントはここだとかいうのは、裁判官から説明があったかどうか、あって分かりやすかったとか、その辺はどうですかね。何かありますか。

【4番】 そうですね。やっぱり法廷の前で説明してくれたり、終わって評議室に移動したとき、移動した後、ここがこうだから、こういう争点だからというのは説明してくれたので、とても分かりやすかったです。

【司会者】 それはやっぱり分かりよかったですか。

【4番】 はい。

【司会者】 5番の方、いかがですか。

【5番】 評議室の中で裁判官の方がいろいろメモって、バツだとか、マ

ルだとか、その辺のも付けていただいたので、判断はしやすかったです。

【司会者】 争点は量刑でしたけど、6番の方、何かありますか。審理の段階での裁判官からの説明なんですけども。

【6番】 まず、3人いらっしゃって、非常にベテランの方、中堅の方、なったばかりの方みたいな、これは意図的に多分そういうペアを組むんではないかと思うんですが、非常にその部屋の中で裁判長はボールを投げ込んで、ふわーっとした感じでレールを引くんですね。そうすると、中堅の方がそれに言葉を挟んで、すーところ。で、そうすると、なったばかりの方が私見みたいな感じでぱっと意見を言いながら。多分、今考えると、うまくレールが引かれたなという。あのペアリングはすごかったなと思います。はい。お見事でした。

【司会者】 7番の方、いかがでしょうか。

【7番】 そうですね。結構争点をうまく指摘してもらえたような気がします。

【司会者】 特に裁判官の説明で不十分だったとか、そういうことを感じた場面は特に印象にはないですかね。

【7番】 量刑なんですけど、課題は、どの程度関わってたとか、二人いたんですけど、どちらが主導的でどちらが補足みたいな、その何ていうのが対比みたいなものを、もう少し具体的にといいますかね、こればかりはちょっと分からないですけど、説明していただけたら、もう少し理解できたんじゃないかと思います。

【司会者】 それは主導的というのはどういうことかと、そういうことを。

【7番】 そうですね。はい。

【司会者】 1番の方、いかがでしょうか。裁判官の説明というところでは、何か。

【1番】 先ほど言ったポイントも教えてもらいましたし、そんな特にな

いですね。

【司会者】 特にないですか。

【1番】 はい。

【司会者】 遠慮しないで、悪口だって言っていただいて、まさに裁判、こうすればいいとかありませんでしたか。大丈夫ですか。

【1番】 大丈夫です。

【司会者】 そうでしたら、いいですかね。

時間も限られてきたんですけど、評議の場面ですかね、のところで、この辺はちょっと誰がどういう意見を言ったかとか、どういうふうになってこういう結論になったとか、評議の秘密の関係もあるので、難しいところではあるんですけども。評議一般でもいいですし。

まず、今回、皆さん、複数の事件があったということで、恐らく、量刑を検索システムというんですけど、パソコンでこう打って何かグラフが出てくるのを参考として大体御覧になっているんじゃないか、なっていなかったらなっていなかったで、絶対見なきゃいけないということじゃないので、なったんじゃないかなと思うんですけども、大体一つの事件をベースにしたやつと、複数の事件のときにどうなっているのかという問題、きれいに何かグラフが出てこなかったりしますし、二つの、複数の事件になったときに、どういうふうにこの量刑を考えたらいいのかというのは、なかなか、難しい感じになったこともあったんじゃないかなと思うんですけども、その辺、いかがでしょうか。

複数の事件があったということで、資料として何か物足りなかったとか、何かそういった、あと、裁判官の説明として何か足りなかったとか、逆にこういう説明がよかったとか、何かその辺、裁判所から何か用意した資料とか説明の観点で、何か感じられたことはありますでしょうか。

量刑を決めること自体が難しいのは、これはもうどんな事件でも同じです

ので、それはもうお聞きするまでもないと思うんですけども、事件が複数になったことによって、更に何かちょっと分かりにくいとか、何かこういった資料があったらいいなとか、そういったことを感じたことというのは何かありましたでしょうか。いかがでしょうか。はい。

【3番】 裁判長も結構パソコンでいろいろ調べてて、ああ、あそこまで、じゃあ、いろいろ判例的なものを検索をいろいろしてて、結構見てたような気がしますね。

で、あと、ほかの裁判官の方も、ここはこうだな、ああだなんて、いろいろやっぱりそこで話をして、で、全体的にこれこれこうで、こうだというようなことを言ってたような気はしますね。

そういうものも割合といろいろ検索しながら、検索の仕方を変えながら、このときはこういう形で、実際にはこうだとか、いろいろ複数の事件があると、こういうものですよというようなものは、確かにパソコンで見せられたなという記憶はありますね。

【司会者】 多分、強盗致傷を軸に調べられたらと思うんですけども、それにプラス、覚せい剤取締法違反とか付いてきていてるんですけど、それで何かどう考えたらいいのかなというので、どうされたのかなと。

【3番】 そうですね。結局、やっぱり合わさるので、じゃあ、その辺がまあ、1.5倍。

【司会者】 1.5倍で。法律上ありますね。

【3番】 だから、その辺のものが出てたんで、ああ、そうかというような。じゃあ、なぜ1.5倍なのか、それは聞きませんでしたけども。実際には1.5倍だからということで、これこれ、こうですという話は。

【司会者】 ほかの方、いかがでしょうか。

【6番】 最後まで再犯のおそれということはずっと気にしていたんですね。若いので大丈夫だろうとか、でも、以前こういうことがあったからなと

かって、そういう話も。そうですね、再犯についての何か資料というんでしょうか、があると、感情だけではなくて、何か……。

【司会者】 刑務所へ入った人がまた再犯している率とかが資料としてあったらよかったなという、そういうことですかね。

【6番】 それも、ですから、被告の年齢ごとなのか、それは分からないですけども、何かがあると少し、気が楽と言ったら変かもしれませんが、そんな気がいたします。

【司会者】 これ、ちょっと先ほどのように評議の秘密の関係がありますので難しいんですけど、何か評議、積極的に参加できましたかということで、何かこういうことがあったら、もうちょっと自分は積極的に発言、参加できたかなということとか、こういう配慮が例えば裁判所からあったので、積極的に発言できたかなとか、何か、どちらの方向でも結構なんですけども、そういうのは何かありますでしょうか。

【2番】 最初から思ってたのが、プロの裁判官3人とともに、裁判員、補充裁判員が評議するわけですけども、言い方は悪いですが、結論ありきで私たち素人を導いていくというか、そういうふうには持っていられるのかなということはずっと思いながら参加していたんですが。

実際、多分とんでもないような質問ですとか、的外れなこととか、結構言ったりもして、それでも、どうなっていくのかじゃないですけども、プロじゃないので、見当外れな判決というか、出したら確かにいけないですけども、最初から、何となく予想されている結論に、行かないようにはないんですけども、ちゃんと素人なりの意見をちゃんと出し尽くしたいなと思って、積極的に参加しました。

【司会者】 そういう何かいろんな角度から事件を見るっていう見方は、裁判官の方もそういう配慮というか、引き出してくれるような感じはありましたか。

【2番】　　そうですね。はい。

【司会者】　　そんなの関係ないんじゃないって冷たく扱われたとか，そういうことはなかったですか。

【2番】　　そんなことはないです。みんなちゃんと拾ってくださって。

【司会者】　　ほかの方，いかがでしょうか。

例えば，ある裁判員の人がわーっと一人だけしゃべってて，もうちょっとそこを何か制限して，自分たちが意見言いやすくしてほしかったとか，そういうこともなかった，大丈夫ですか。

評議の雰囲気って，そのときじゃないと，またいろいろメンバーによって変わるのて，ちょっと皆さんはどんな感じだったのか全然分からないので，何かぼやっとした質問になってしまうんですけども。

【3番】　　補充の方も二人当然いて，で，評議の中ではいろいろ，裁判官たちが話を振って，最初は確かに私もそうですけど，余り話をしなかったかなと。で，大体最後の方じゃないですけども，いろいろと，やっぱり確かにみんな積極的になって，ほとんどの方も確かに発言はして，いろんな意見を言ってたなと。確かに少なかったというのではないし，多すぎだというのも，そうですね，そんなに特に多いというのも，みんなある程度いろんなことは，確かに的違いの，私を含めて，あったなと。でも，最終的には，当然，まとまった形でいっていたような気がして。

雰囲氣的にも，確かにその場，皆さん違うんでしょうけども，割合と私るときもあれなんで，発言はしやすかったのかなと。意識しないで，ある程度，素人ながら，好き勝手なことはその場では言ったのかなと感じてはいますけども。

【司会者】　　7番の方，じゃあ，何かその辺ありますか。

【7番】　　そうですね。やはり，裁判官の方がうまかったのか分かりませんが，みんないろんな意見が，最初のうちはどうしても控えめですけどね。

でも、やっぱり後半はいろいろ意見は出てましたけども、最後に。

【司会者】 何かこういうことがきっかけで議論がよくなるようになったとか、そういうことで何か印象に残っていることってありますか。特に。やっぱり最初は緊張してるから、ちょっと言いにくくて、だんだん慣れてきてって感じなんですかね。何か4番さん、ありますか。

【4番】 僕るときはみんな最初から割と積極的な意見で、何か補充の方とかは、ちょっと普通の意見は控えめだったんですけど、何か発言したらみんなが、おっ、それは気が付かなかったなっていうような意外な視点からの意見もありまして、みんな積極的に参加できていたと思います。

【司会者】 検察官の方、何かありますでしょうか。

【検察官満生】 ないです。

【司会者】 弁護士さんの方はいかがでしょうか。

【弁護士遠藤】 一つだけよろしいですか。

【司会者】 どうぞ。

【弁護士遠藤】 3番の方のお話の中にもちょっとあったんですけど、量刑検索データシステムを見て、ある程度話をするという場面があったということなんですけど。例えば、過去の具体的な事件のデータも、システムの中に入っていますけど、こういう事件もあるねという感じで、グラフだけじゃなくて、具体的な事件を参照したということがあったかどうかについて、教えていただければと。皆さんに。

【司会者】 グラフに加えて、あそこに表で出てくる……。

【弁護士遠藤】 そうですね。

【司会者】 事案の概要とかも見たかと、見ましたかということですね。グラフのほかに、表になって、懲役、判決が何年で求刑が何年でどんな事案で、簡単には書いているデータもあるんですけども、それも参照したかということなんですけども。記憶があるかどうかということなんですけど。1番

の方，いかがでしょうか。

【1番】 見なかったです。

【司会者】 あのグラフだけですか。

【1番】 はい。

【司会者】 2番の方はいかがでしょうか。

【2番】 見てないです。

【司会者】 なるほど。3番の方はいかがでしょうか。

【3番】 私の中ではグラフの記憶の方が薄いというか，余り入ってない
んですよね。

【司会者】 じゃあ，どっちかというと，そういう事件で……。

【3番】 どっちかと，事件で……。

【司会者】 表になっている方が。

【3番】 表になってて，で，量刑までいろいろ出てるのが，主体だった
ような気がします。で，その中で，いろいろまた検索を変えて，この出来事
で合わさるところだからという形でもちょっと検索，絞るとまたちょっと中
身が若干変わってくるし，というのでいろいろ見てた記憶は，そちらの方が，
ええ，なっていたので，それを基にという形で，皆さんもいろいろ見てたよう
な，よく，こういうことを見る機会がなかったので，ええ，しきりにみんな
で見てたような記憶はありますけど。

【司会者】 4番の方，いかがでしょうか。

【4番】 いろいろ検索してもらって，これは何でこんなに量刑が重かつ
た，刑が重かったんだって聞いたり，これはもうこれで例外的，こういう内
容で例外的な感じなんですよという説明をしていただいて，とても分かりや
すかったです。

【司会者】 なるほど。じゃあ，表みたいなのは見たということですね。

【4番】 はい。

【司会者】 グラフだけじゃなかったということですね。

5番の方はいかがでしょうか。

【5番】 ボードにちゃんとこういう事件のときはこうだ、こうだというのは書いていただいて、それを見ながら判断したというのは覚えています。

【司会者】 なるほど。6番の方、いかがでしょうか。

【6番】 資料を頂いたと思います。

【司会者】 表みたいなのを。

【6番】 はい。こういう事案で、こういう求刑に対してこういうのが出たという。

【司会者】 それは何か紙に印刷したのか何かを。

【6番】 はい。

【司会者】 7番の方。

【7番】 私の場合はその実際の事件の事案というか、求刑がこのぐらいで何年でというのは見なくて、グラフだけでした。

【司会者】 グラフだけですか。

【7番】 はい。

【司会者】 よろしいでしょうか。

【弁護士遠藤】 はい。ありがとうございました。

【司会者】 柴田さんは、ありますか。

【弁護士柴田】 ありません。

【司会者】 裁判官の方で何かありますか。

【裁判官中馬】 評議に関わることで守秘義務の関係でちょっと伺いたいんですけれども。皆さん、もう終わってから半年以上たっているんだと思うんですけれども、評議の話に守秘義務が課されていて、その負担といたしますか、今はどんな負担があるのかと。もう細かいことは忘れちゃって、あんまり負担じゃないとか、先ほどもちょっと今でも重くのしかかっているとか、

そういうこととか、あるいは、裁判所の方でその関係でこういうサポートがあったらいいとか、もしそういうことがあれば伺いたいんですけれども。お願いします。

【司会者】　　じゃあ、順番に伺っていきましょうか。では、また7番の方。

【7番】　　そうですね。やはり、事件の話をするのは今日が初めてです。やっぱり、多少負担になっていると思いますね。ときたまニュースなんかを見ると、やはり思い出しますね。

【司会者】　　6番の方、いかがでしょうか。

【6番】　　そうですね。そんなに負担感が続いているわけではないと思います。具体的に話にはできないですが、後で最後にお聞きしたいと思っていたのですが、まず、裁判長の方は何度か、ここまでは別に話してもいいんだよ、ここここだけは駄目よという話をされていたんですが、何か世の中の常識って何か聞いちゃいけないんじゃないかみたいな、逆にあるような気がして。こちらから積極的にしゃべることになれば、相手も積極的に聞いてこないといえますかね。

【司会者】　　なるほど。

【6番】　　非常にその辺が何か微妙な感じがしております。

【司会者】　　5番の方、いかがでしょうか。

【5番】　　裁判の判決があって、二、三週間はちょっと気になってましたけど、それから後はあんまりそういうことは考えたことはありませんね。

【司会者】　　なるほど。4番の方、いかがでしょうか。

【4番】　　最初の自己紹介のときも……。

【司会者】　　ありましたけどね。

【4番】　　すぐ、仕事とか忙しくて、すぐ忘れちゃう方なんで、あんまり精神的な負担とかそういうのはないです。あんまり思い悩まなかったです。

【司会者】　　3番の方、いかがでしょうか。

【3番】 一番最初の中でも話があったように、最初にそういう後のホームプログラムのような、サポートがありますよという案内は出てたんですけど、別に私はなかったですけども。あとは守秘義務的なことで、判決が終わって、あと、新聞紙上に出て、そのことは当然ながらも言えるわけだから、多分どうということが書いてあるのかなと、ちょっと複数の新聞を見て、ああ、ここまでか、でも、実際、裁判長で、何をある程度言ったとか言わないとかというような事柄だけなんで。ただ、それを、じゃあ、ほかで話をしたかという、最初だけで、あとはほとんど話をする機会もないし、私も積極的にこういったものもするわけじゃないし、ただ、いろいろ人との付き合いの話の中で、ただ、行った裁判員なんかというのは幾つか見て。

その中に、何人かは、たまたま、私も行ったことあるというのは一人だけいましたけども、それ以外はほとんどないので、ちょっと話は当然できないし、今回も裁判員、この会にちょっと行ってくるからということで、今回は仕事ではなく、自分の休みを使って来たんですけども。その辺で負担、私も、そうですね、全然、仕事柄の守秘義務的なものがあるって、特にしゃべらないよというのとは当然なことだと思っているので、そこは全然負担には感じなかったですね。

【司会者】 2番さん、いかがでしょうか。

【2番】 私は結構やっぱり負担で、確かに最初に裁判員の専用電話、ありますよということで御紹介いただきましたけど、全然知らない誰だか分からない人にそんな自分の思い、心の内を相談しようとは思えず、かといって、周りの人にも話せる範囲も限られますし、また聞いてくれないというんですかね、ああ、聞かない、聞かないということで。ほんとは話せる範囲の話も周りの人に案外話せなくて、じゃあ、結局誰となら話せたのかと今思うと、一緒に裁判員を務めた方々だったんですが、私はあえてその方々とも連絡先も交換しなかったの、偶然ばったり会いでもしなければ、ずっと自分の抱

えた負担は一生持っていくのかなと言うと大げさですけども、というのはちょっとやっぱり今もあります。

【司会者】 1番の方、いかがでしょうか。

【1番】 私も今でも考えちゃうんです。特に、その法廷のときの周りの人たちの絵が今でも出てきます。それに対して、誰にも話さず、自分の中で処理しようとしているんですけども、それで、ちょっとつらいときもありました。

【司会者】 時間になってしまいましたが、何かまだおっしゃりたいこともいろいろあるのかなとは思うんですけど、また後で個別に私に質問なりしていただいても、お答えできる範囲でお答えできればと思います。この会としましてはもう時間になってしまいました。

それで、最後ですけども、今までの過去のことを、事件を振り返ってということだったんですけども、最後は、これから、やはり裁判員、補充裁判員になれる方、いらっしゃると思いますので、皆さんの体験の中から、これから裁判員になるような方にメッセージ、何かありましたら、伺いたいと思います。

そうしましたら、先ほど7番さんから始めたので、今度1番さんからまた順番で、お願いします。何か、これから裁判員になる方に何かメッセージがありましたら、伺えればと思いますが。

【1番】 もうこれ、あらかじめ資料、こういうことを話し合いますよという資料をもらったんですけども、これ、ぱっと、出るのはつらかったんですね。このメッセージというあれで、あらかじめもらった資料の中で載ってたんですけども、これをもったときに、うーんってしばらく考えちゃって今に至っているんですよ・・・すいません、言葉がないですね。

【司会者】 いいです、別に。なかなか難しいかもしれませんが。

2番の方はいかがでしょうか。

【2番】 話せる範囲の話というんですか、守秘義務には値しない部分の話せる部分の話は、積極的にという言い方も変ですけども、できるだけ自分から周りの人に話した方がいいですよということを言いたいです。というのも、よく、言わないから余計周りの方も分からないし、腫れ物に触るような扱いを受けてしまうので、経験した方がやっぱり話せる範囲でもうちょっと積極的に話していった方が、理解も深まるのかなと思います。

【司会者】 3番の方、いかがですか。

【3番】 確かになかなかメッセージというのは難しいのかなというのはあります。でも、そうですね、経験してみて、何かが変わるわけじゃないですけど。私はどちらかというと何でも、やってみて、何とかなるかな、やらないで何とかするよりは、やってみて、うーんという形なんで、なるべくいろいろ経験してみた方がいいかなとはいつも思っているんですね。

だから、確かに制度の中では拒否的なものというか、これを受けられない、正当な事由に対しては認めるけど、その辺の解釈がもうちょっとゆるやかにすれば、もっと負担のない形で行けるのかなと。

ただ、行った中でしか分かり合えない、本当に確かに話にできない範囲というのは非常に多くなるので、その辺でもうちょっと何かしら楽になるというものは、そうですね、何がなるか分からないけども、本当に楽になる方法というのは確かにないんですけども、でも、経験してみてもいいんじゃないかなと思います。

【司会者】 4番の方、いかがでしょうか。

【4番】 メッセージ、難しいですね。それなりに、参加して、ものの見方とか変わることもありますので、積極的に参加をいただければと思います。余り恐れず、自分の意見を言ってほしいなと思います。

【司会者】 5番の方、いかがでしょうか。

【5番】 裁判員になるというのはなかなかできるものじゃないんで、も

う是非こういうことには参加できる方は参加していただきたいなと思います。

【司会者】 6番の方，いかがでしょうか。

【6番】 裁判員になる方へのメッセージというのはちょっと考え付かなかったんですが，社会一般で裁判員というものが特殊なものじゃないということは，いわゆる啓蒙活動は絶対必要だと思います。ですから，行ったのに聞かれないとか，先ほど2番さんの心情と全く同じで，こちらからしゃべろうとしても，どちらかというといやいや，いいです，言っちゃいけないと，そっちの方が何かはるかに問題だなと思ってまして，いいのよと，ここまでは話をしてというのをやっぱり社会全体にもっともっと伝えるべきだと思っています。

【司会者】 7番の方，いかがでしょうか。

【7番】 そうですね。長期の裁判だとかなり辞退する人もいるみたいですけど，やはりなかなか貴重な経験なので，やはり辞退せずに，裁判員になった方がいいんじゃないかと思います。

【司会者】 それでは，今日はほんとに長い時間，裁判所まで御足労をいただき，どうもありがとうございました。

そうですね，積極的にまた話を話す機会がいろいろあるかと思いますが，また話していただければ，また広報活動になるのかなと，個人的には思いました。

本当に本日はどうもありがとうございました。お疲れさまでした。

以 上